

## 固体酸化物エネルギー変換先端技術コンソーシアム(ASEC)

### 知的財産権取扱規約

本固体酸化物エネルギー変換先端技術コンソーシアム(ASEC)知的財産権取扱規約(以下「本知財取扱規約」という。)は、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)と固体酸化物エネルギー変換先端技術コンソーシアム(ASEC)(以下、「本コンソーシアム」という。)運営規約(以下「運営規約」という。)の別表1の機関(以下、「ASEC参画機関」という。)が、産総研とそれぞれ締結した共同研究契約(以下「共同研究契約」という。)および運営規約に基づき実施する、本コンソーシアムにおける研究成果を効果的・効率的に普及するため、本コンソーシアムの研究成果の取扱いに関し以下のとおり規定するものとする。

知的財産権取扱規約制定 平成28年4月8日

(定義)

- 第1条** 本知財取扱規約において、次項以降に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各項に定めるところによるものとし、その他の用語の意味は、共同研究契約および運営規約における定義を準用するものとする。
- 2 本知財取扱規約において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
    - 一 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権および育成者権ならびに外国における前記各権利に相当する権利
    - 二 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利および品種登録を受ける地位ならびに外国における前記各権利に相当する権利
    - 三 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物およびデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権ならびに外国における前記各権利に相当する権利
    - 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報(実験データ、サンプル等の試料、図面等を含む。)のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、本コンソーシアムにおける共同研究契約当事者(以下「共同研究当事者」という。)協議のうえ、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)
  - 3 本知財取扱規約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権およびプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成ならびにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
  - 4 本知財取扱規約において「出願等」とは、特許権など産業財産権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、著作権については著作物の登録、ならびに外国における前記各権利に相当する権利の出

願（仮出願を含む。）、申請および登録をいう。

- 5 本知財取扱規約において「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める行為、商標法（昭和34年法律第127号）第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第3項に定める行為、種苗法（平成10年法律第83号）第2条第5項に定める行為、プログラム等の使用および著作権法第21条、第23条および第26条から第28条までに規定する権利を行使する行為ならびにノウハウの使用をいう。
- 6 本知財取扱規約において「通常実施権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。  
なお、必要と認めるときは、当該権利を所有する当事者による協議のうえ、再実施許諾権付の権利とすることができるものとする。
  - 一 特許法、実用新案法および意匠法に規定する通常実施権ならびに商標法に規定する通常使用権
  - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する通常利用権
  - 三 種苗法に規定する通常利用権
  - 四 第2項第2号に規定する権利の対象となるものについて実施をする権利
  - 五 プログラム等に係る著作権について実施をする権利
  - 六 ノウハウについて実施をする権利
  - 七 外国における前各号の権利に相当する権利
- 7 本知財取扱規約において「独占的实施権等」とは、通常実施権等のうち、当該権利を許諾する者は第三者に実施の許諾ができず、当該権利を許諾された者において独占的に実施できる権利をいう。
- 8 本知財取扱規約において「本コンソーシアム研究成果」とは、本コンソーシアムにおける共同研究の過程においてまたは結果として共同研究当事者の参加研究員が創製した発明等、研究成果物（有形物をいう。以下同じ。）、知的財産権等を含む一切の技術的成果をいう。
- 9 本知財取扱規約において「第三者」とは、産総研およびASEC参画機関以外の者をいう。
- 10 本知的財産取扱規約において「事務局」とは、本コンソーシアムにおけるASEC事務局である。

#### **（本コンソーシアム研究成果の帰属）**

**第2条** 本コンソーシアム研究成果に係る知的財産権（以下、「本知的財産権」という。）および研究成果物は、次の各号の規定に従い当該共同研究当事者に帰属するものとする。

- 一 共同研究当事者それぞれの参加研究員が単独で創製した発明等に係る共同研究による本知的財産権は、共同研究当事者それぞれの単独所有とする。
- 二 共同研究当事者の参加研究員が共同で創製した発明等に係る共同研究による本知的財産権は、共同研究当事者双方の貢献度を踏まえて協議のうえ決定された持分

において共有するものとする。なお、ここでいう貢献度には、金銭的な貢献は含まれないものとする。

三 前各号の本知的財産権を除く研究成果物の帰属は、共同研究当事者それぞれの参加研究員が自己の設備等により単独で創製した研究成果物に係るものは原則として共同研究当事者それぞれの単独所有とし、共同研究当事者の参加研究員が共同で創製した研究成果物に係るものは原則として共同研究当事者の共有とする。ただし、当該研究成果物の帰属について疑義が生じた場合または第三者との契約等により別途定めがある場合は、共同研究当事者間で協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。

2 前項の規定により本コンソーシアム研究成果を所有することとなった当事者は、その内容を事務局へ通知するものとする。

3 第1項の規定による本コンソーシアム研究成果の帰属について疑義等が発生した場合は、運営規約第11条に則り、当事者は、ASEC組織長に対し審査を要請することができるものとする。

4 運営規約第30条に規定する成果報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権（登録の申請の有無を問わない。）を除き、産総研に帰属するものとする。

（本知的財産権の単独所有）

**第3条** 共同研究当事者は、共同研究において自己の参加研究員が単独で発明等を創製したときは、遅滞なく、当該自己の参加研究員が当該発明等を単独で創製したことについて、相手方から書面による承認を得なければならないものとし、当該発明等を単独所有することについて、事務局に通知するものとする。なお、この場合において、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、前条第1項第一号の規定に基づき本知的財産権を単独所有することについても、併せて相手方から事前に承認を得なければならないものとし、当該本知的財産権を単独所有することについて、事務局へ通知するものとする。

（産総研が共有する本知的財産権に関する選択）

**第4条** 産総研以外の共同研究当事者は、第2条第1項第二号の規定により共有する共同研究による本知的財産権について、速やかに、出願等を伴うものについては次条第1項の協議までに、以下の各号のうち希望する取扱いについて共同研究当事者間で協議し、その結果を事務局へ通知するものとする。

一 共有する本知的財産権について、産総研以外の共同研究当事者が、自らの持分を放棄し、産総研の単独所有とすること

二 共有する本知的財産権について、産総研以外の共同研究当事者が、産総研の持分を当該共同研究当事者が別途合意した対価にて買い取り、当該共同研究当事者の単独所有とすること

三 共有する本知的財産権について、産総研と共同研究当事者で共有することとし、第9条の規定によるASEC参画機関に対する実施許諾および第11条の規定による第三

者への実施許諾について同意すること

- 2 産総研および産総研以外の共同研究当事者は、前項の協議の結果、同項第一号または第二号とすることと合意した場合には、持分移転のための契約を別途締結するものとし、単独所有となった後の管理費用は、単独で所有する当事者が単独で負担するものとする。
- 3 第1項の協議の結果、同項第三号とすることと合意した場合の本知的財産権の出願等については、次条の定めに従い行うものとする。
- 4 ASEC参画機関同士で共有する本知的財産権に係る取扱いについては、第1項から前項までの規定に準じて取扱うものとする。

(共有の本知的財産権に関する出願等)

- 第5条** 産総研および／またはASEC参画機関は、前条第1項第三号で共有することとした(前項第4項で準用する場合を含む。)本知的財産権(以下「共有の本知的財産権」という。)について出願等をする場合には、出願等の内容および出願国について協議し、共同で出願等を行うものとする。なお、この場合、産総研および／またはASEC参画機関は、当該出願等の内容および出願国について、事前に事務局へ通知するものとする。
- 2 産総研および／またはASEC参画機関は、前項の規定により共同で出願等を行うにあたっては、共有の本知的財産権に係る双方の持分等必要な事項を定めた知的財産権持分契約を、別途締結するものとする。

(ノウハウの指定)

- 第6条** 産総研およびASEC参画機関は、共有の本知的財産権のうち、ノウハウに該当するものについては、産総研とASEC参画機関またはASEC参画機関間にて協議のうえ、速やかにその指定をするものとし、かかるノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を当事者間で協議のうえ決定し、前条第2項の知的財産権持分契約においてその旨を明示するものとする。

(共有の本知的財産権の管理費用)

- 第7条** 産総研および／または本コンソーシアム参画機関は、共有の本知的財産権の管理費用を、自己の持分に応じて負担する。

(本知的財産権に関するASEC参画機関への実施許諾等)

- 第8条** 産総研またはASEC参画機関が単独で所有する本知的財産権および産総研または本コンソーシアム参画機関で共有する、本知的財産権については、独占的实施権等の許諾を行わないものとし、他のASEC参画機関が当該本知的財産権の非独占的な通常実施権等を希望する場合は、産総研またはASEC参画機関はこれに応ずるものとする。なお、実施にかかる取り決めは、運営規約第18条に従うものとする。この際、ASEC参画機関に対する実施条件は、合理的かつ第三者に対する実施条件より有利な条件とする。

(共有の本知的財産権に関するASEC参画機関の実施等)

**第9条** ASEC参画機関は、自己と産総研とで共有する、または自己と産総研および他のASEC参画機関とで共有する本知的財産権を自己実施する場合、当該自己実施等について事前に事務局へ通知するものとし、対価は要しない。

2 ASEC参画機関が共有の本知的財産権を実施する場合の取扱いは、当該本知的財産権を共有する産総研および/またはASEC参画機関との協議により決定するものとする。

3 第1項の規定により共有の本知的財産権を自己実施するASEC参画機関は、当該自己実施をした場合、実施の態様、実施に係る製品名または役務名など、および当該自己実施について実施契約を締結した場合には、当該実施契約に定める事項を事務局へ報告するものとする。

4 第2項の規定により共有の本知的財産権を実施するASEC参画機関は、当該実施をした場合、実施の態様、実施に係る製品名または役務名を事務局へ報告するものとする。

5 ASEC参画機関が第1項および第2項に規定する実施を自らの関係会社(共同研究契約書別表3に掲げられた関係会社をいう。次条において同じ。)にさせる場合は、共同研究契約および運営規約ならびに本知財取扱規約において自らが負う義務と同等の責を課すことにより、前2項の規程に準じて取扱うものとする。

6 産総研およびASEC参画機関は、本コンソーシアムの設置期間および目的の範囲内に限り、共有の本知的財産権について、試験または研究のために、当該知的財産権を共有する者の同意を得ることなくかつ実施料等の対価を支払うことなく、実施することができる。ただし、当該実施について、事前に事務局へ通知するものとする。

(単独所有の本知的財産権の非独占的な実施)

**第10条** ASEC参画機関は、単独で所有する本知的財産権について自己実施した場合には、当該実施状況等について、定期的に事務局へ報告するものとし、対価は要しない。

2 産総研またはASEC参画機関は、単独で所有する本知的財産権について、他のASEC参画機関に対し非独占的な通常実施権等を許諾する場合には、当事者間で実施料の支払いその他必要な事項を定めた契約を別途締結するものとする。なお、この場合、産総研またはASEC参画機関は、当該実施状況等について、定期的に事務局へ報告するものとする。

3 ASEC参画機関が第1項に規定する自己実施または前項に規定する非独占的な通常実施権等に基づく実施を自らの関係会社にさせる場合は、共同研究契約および運営規約ならびに本知財取扱規約において自らが負う義務と同等の責を課すことにより、前項の規定に準じて取扱うものとする。

(第三者に対する実施の許諾等)

**第11条** 産総研およびASEC参画機関は、第三者に対し、自らが単独で所有する本知的財産権について、その持分を譲渡しようとするとき、その持分を目的として質権を設定しようとするとき、非独占的な通常実施権等を許諾しようとするときは、事前に事務局へ通知するものとする。

- 2 産総研およびASEC参画機関は、第三者に対し、共有の本知的財産権について、その持分を譲渡しようとするとき、その持分を目的として質権を設定しようとするときは、事前にその旨を他の共有者に通知し書面により同意を得なければならないものとする。この場合、当該産総研および他のASEC参画機関は、当該事実を事務局へ通知するものとする。
- 3 産総研およびASEC参画機関は、第三者に対し、共有の本知的財産権について非独占的な通常実施権等を許諾しようとするときは、事前に事務局へ通知するものとする。

(第三者に実施させることを目的とした技術情報の提供)

**第12条** 本コンソーシアム研究成果のうち、次の各号の要件をいずれも満たす技術情報(以下「特定技術情報」という。)について、当該特定技術情報を所有する産総研および/またはASEC参画機関は、産総研または他のASEC参画機関から技術移転を目的として、理由および開示先を明示し、第三者に開示または提供したい旨の通知を受けたときは、原則これに同意するものとする。なお、この場合、産総研および/またはASEC参画機関は、当該開示または提供について、事前に事務局へ通知するものとする。

- 一 本知的財産権の実施に必要な技術情報であること
  - 二 特許権においては特許明細書およびその説明に必要な技術情報、実用新案権においては実用新案明細書およびその説明に必要な技術情報であること
- 2 産総研および/またはASEC参画機関は、前項に基づき第三者に当該特定技術情報を開示または提供するときは、事前に当該第三者に対し秘密保持義務を課さなくてはならない。

(第三者に実施させる場合の実施契約)

**第13条** 産総研およびASEC参画機関は、共有の本知的財産権を第三者に実施させるときは、その持分に応じて実施料の支払を受ける権利を有し、実施料の支払いその他必要な事項を定めた実施契約を、当該第三者との間で別途締結するものとする。

(本コンソーシアムから脱退または途中参加するASEC参画機関に対する実施許諾)

**第14条** 運営規約第11条第3項の規定に基づき、ASEC組織長に対して本コンソーシアムからの脱退通知を行ったASEC参画機関は、当該脱退通知を提出した日以降に出願等がなされた本コンソーシアム研究成果のうち発明等に係る本知的財産権について非独占的な通常実施権の許諾を希望する場合、本知財取扱規約に基づく取扱いの対象とならないものとする。

- 2 新規に本コンソーシアムへ途中参加したASEC参画機関は、運営委員会の審査により本コンソーシアムへの参加が決定された日以降に出願等がなされた本コンソーシアム研究成果のうち発明等に係る本知的財産権について非独占的な通常実施権の許諾を希望する場合、本知財取扱規約に基づき取扱いがなされるものとし、当該参加が決定された日以前に出願等がなされた本コンソーシアム研究成果については、本知財取扱規約に基づく取扱いの対象とならないものとする。
- 3 前2項の規定により、本知財取扱規約に基づく取扱いの対象とならない場合につ

いては、事前に当該実施許諾の取扱いに関し当事者間で協議した後、第11条第1項および第3項に規定する第三者に対する実施の許諾等に準じて取扱うものとする。

(共有の本知的財産権の放棄)

**第15条** 産総研およびASEC参画機関は、共有の本知的財産権の自らの持分を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、当該本知的財産権を共有する産総研および／またはASEC参画機関にその旨を通知するものとする。この場合、通知を受けた当該本知的財産権を共有する産総研および／またはASEC参画機関は当該本知的財産権の取扱いについて協議を求めることができる。

2 産総研および／またはASEC参画機関が放棄しようとする共有の本知的財産権が産業財産権等であって、産総研またはASEC参画機関の参加研究員である発明者が自らの持分の譲渡を希望するときは、当該本知的財産権を共有する産総研および／またはASEC参画機関にその旨を通知するものとする。この場合、通知を受けた当該本知的財産権を共有する産総研および／またはASEC参画機関は、当該本知的財産権を放棄しようとする産総研および／またはASEC参画機関および譲り受けを希望する当該発明者に協議を求めることができる。

3 前項の場合において、通知を受けた当該本知的財産権を共有する産総研および／またはASEC参画機関は、当該発明者が当該本知的財産権を放棄しようとする産総研および／またはASEC参画機関の義務を全て承継し、かつ自らに特段の不利益が予想されないときは、当該本知的財産権を放棄しようとする産総研および／またはASEC参画機関の持分全部を当該発明者に譲渡することにつき同意するものとする。

4 産総研およびASEC参画機関は、第1項および第2項の規定により共有の本知的財産権の自らの持分を放棄する場合は、事前に事務局へ通知するものとする。

(研究成果を含む研究試料等の他のASEC参画機関への提供)

**第16条** 産総研およびASEC参画機関は、事前にASEC組織長の承認を得ることを条件に、研究成果を含む研究試料等を他のASEC参画機関へ提供できるものとする。この場合、ASEC組織長はその可否について、知的財産委員会に審査を依頼することができるものとする。

2 前項の規定により研究試料等の提供を受けたASEC参画機関は、当該研究試料等から新たな研究成果が創製された場合、または新たな情報が得られた場合は、当該研究試料等提供者および事務局へその旨を報告するものとする。

(研究成果を含む研究試料等の第三者への提供)

**第17条** 産総研およびASEC参画機関は、事前に研究試料等提供承認申請書(様式1)をASEC組織長に提出し承認を得た後、研究成果を含む研究試料等を第三者へ提供できるものとする。この場合、ASEC組織長はその可否について、知的財産委員会に審査を依頼することができるものとする。ただし、研究試料等の分析や加工の依頼などを目的

として、別途、当該研究試料等を持ち出す先と契約を締結する場合は、本条の規定の対象外とする。

- 2 前項の規定による研究試料等の提供は、研究試料等提供者の規程その他の定めに従うものとし、事前に研究試料等提供者と研究試料等提供契約または覚書等を締結するものとする。この場合、原則、当該研究試料等の評価結果等の通知期限を事前に研究試料等提供者と研究試料等提供先とで取り決め、当該評価結果等を事務局へ通知するものとする。なお、当該契約または覚書等において当該評価結果について秘密保持義務が課されている場合には、事務局および運営委員長は当該義務を遵守するものとする。

(知的財産委員会における審査等)

**第18条** 本知財取扱規約に規定する知的財産委員会における審査のため、知的財産委員会委員長が特に必要と認めた場合、次の各号に掲げる者を知的財産委員会に出席させることができるものとする。

- 一 当該発明等を創製した構成員
- 二 当該審査に際し必要な構成員
- 三 その他当該審査に際し知的財産委員会委員長が必要と認めた者

- 2 前項の規定により知的財産委員会に出席する者は、次条に規定する秘密保持の義務を負うものとし、知的財産委員会委員長は当該出席者に対しそのための措置を講じるものとする。

(秘密保持)

**第19条** 産総研およびASEC参画機関は、本知財取扱規約に規定する職務を遂行するために知り得た研究成果および技術情報・資料等ならびに営業上の情報等の一切の情報を秘密情報として取扱うものとし、運営規約第29条に規定する本コンソーシアムの秘密情報の取扱いに準じた責を負うものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、本知財取扱規約に規定する職務を遂行するために産総研および／またはASEC参画機関から提供または開示され、その際に書面または口頭にかかわらず当該開示当事者より秘密である旨の示された情報を秘密情報として取扱うものとし、共同研究契約書第10条に規定する秘密の保持および運営規約第29条に規定する本コンソーシアムの秘密情報の取扱いに準じた責を負うものとする。

(発明補償金等)

**第20条** 出願補償金、登録補償金、実施補償金、その他補償金等の発明補償金等は、当該権利を有する者が自らの参加研究員である発明者に対してのみ行うものとし、この場合、自らの職務発明規程等の定めに従って補償するものとする。

(著作者人格権)

**第21条** 産総研およびASEC参画機関は、本研究成果のうちプログラム等について、法人著作にあたらぬ場合は、当該プログラム等を創作した者に対し、著作権法第18条第1



項、第19条第1項および第20条第1項に規定する著作者人格権を行使しないよう義務づけるものとする。

(産業財産権等の保全)

**第22条** 産総研およびASEC参画機関は、第5条に定める共同での出願等に係る産業財産権等の取得および維持に関し、第三者から審判、訴訟等を提起された場合は、当該産業財産権等の取得、維持のため相互に協力するものとする。これに要する費用の負担は、同条第2項の知的財産権持分契約の定めるところによる。

2 産総研およびASEC参画機関は、共有の本知的財産権の実施について、第三者からその権利侵害などを理由として訴訟等を提起された場合には、協議のうえ対処するものとする。

(残存条項)

**第23条** 本知財取扱規約の規定は、原則として、運営規約で定める本コンソーシアムの設置期間中有効とする。ただし、本コンソーシアム終了後も、第2条、第5条から第8条、第9条(第5項を除く)、第10条、第11条、第13条から第15条、第20条および第21条の規定は当該条項に定める本知的財産権の権利存続期間中、第3条の規定は1年間、また第12条および第16条から第19条の規定は3年間、なお有効に存続するものとする。

2 本コンソーシアムを脱退した後も、前項の規定を遵守する義務は存続するものとする。

(本知財取扱規約に定めのない事項の取扱い)

**第24条** 本知財取扱規約に定めのない事項および施行にあたり疑義が生じた事項については、運営規約第11条に従い取り扱うものとする。疑義等に関し、運営会議からの諮問に基づき知的財産委員会にて審議し、方針などを答申し、運営会議にて決議する。

(以下余白)

(様式1)

平成 年 月 日

研究試料等提供承認申請書

ASEC組織長 ●● ●● 殿


所属：

氏名

固体酸化物エネルギー先端技術コンソーシアムにて試作した研究試料等の一部を下記のとおり提供したいので、申請します。

記

1. 研究試料等の名称 (提供する研究試料等の名称)
2. 研究試料等の内容・数量 (提供する研究試料等の概要と数量)
3. 提供の目的 (提供により得られる効果等)
4. 研究試料等の提供先
  - ①機関等名称 :
  - ②部署名 :
  - ③所在地 :
  - ④担当者・連絡先 :
5. 提供日 平成 年 月 日
6. 提供者 : 機関等名称  
担当者氏名
7. 研究試料等の提供が研究の実施および計画に及ぼす影響 なし
8. その他